公益社団法人日本青年会議所

北海道地区西北海道ブロック協議会運営規程

第1条(目的)

- 1. 会則第19条の規定に基づき、公益社団法人日本青年会議所西北海道ブロック協議会(以下「本協議会」という)運営規程を定める。
- 2. 本規程は、会則に定める目的を達成するために、本協議会の運営の原則を定め、その円滑化を図ることを目的とする。

第2条(会員会議所会議)

- 1. 本協議会は、会則に定める会員会議所会議を年2回以上開催する。
- 2. 会員会議所会議は当該地区担当常任理事の承認を受け、西北海道ブロック協議会エリア会議等として開催することができる。

第3条(役員会議)

本協議会は、会則に定める役員会議を年6回以上開催する。

第4条(会議・委員会)

- 1. 本協議会は、会議・委員会はブロック事業計画に必要な場合設置する。
- 2. 会議・委員会は会員会議所会議にて審議された事業計画を実施するため及び会則に定める目的を達成するために適宜開催する。
- 3. 会議・委員会を開催した場合、出席者、会場名、日時、議事等を記載した議事録を作成し委員会終了後速やかに運営専務に提出し事務局にて保管する。

第5条(ブロック大会)

- 1. 本協議会は、必要に応じてブロック大会を開催することができる。
- 2. 開催に関する詳細については、細則にこれを定める。

第6条(会費)

- 1. 本協議会は、会費を次の通りとしこれ以外は徴収しない。
- (1) 基本金 会員会議所各10,000円
- (2) 付加金 3,500円を1月1日現在の正会員数に乗じた額とする。
- 2. 1月2日から6月30日までに正会員の入会者があった場合は、その人数に前項(2) に準じて付加金の算出を行い7月末日までに納入を行う。
- 3. 前項を除き会費は毎年2月末日までに納入しなければならない。

第7条(補足)

本規程に定めのない事項については、公益社団法人日本青年会議所の定款、規則、規程及び細則を準用することとし、準用すべき規定がない場合は、北海道地区協議会役員会議において議決するものとする。

附則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。